

広島市告示第526号
令和6年1月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松井　一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグひまわり中山店
- (2) 所在地 広島市東区中山東三丁目2188番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

有限会社アキ・フタミ商事

代表取締役 三宅 邦明

広島市東区中山東三丁目3番30号

3 変更事項

別紙のとおり。

4 変更年月日

令和6年1月2日

5 届出年月日

令和6年10月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年1月8日から令和7年3月8日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年3月8日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位 置	面 積
1	建物北側（別添図面3のとおり）	50m ²
	合 計	50m ²

(変更後)

No.	位 置	面 積
1	建物北側（別添図面4のとおり）	50m ²
2	建物北側（別添図面4のとおり）	15m ²
	合 計	65m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後11時00分

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後12時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No. (添付図面3上 No.)	駐車可能時間帯
1・2・3	午前8時30分～午後11時30分

(変更後)

駐車場 No. (添付図面4上 No.)	駐車可能時間帯
1・2・3	午前8時30分～午前0時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から午後10時00分まで

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から午後10時00分まで
2	午前10時00分から午前8時30分まで